

## 賃貸借契約約款

### (契約の趣旨)

第1条 発注者と受注者との間における物件の賃貸借については、この契約条項によることとする。

### (賃貸借料及び賃貸借期間)

第2条 物件の賃貸借料及び賃貸借期間は、頭書記載のとおりとする。

### (検査及び引渡し等)

第2条の2 受注者は、契約書記載の賃貸借期間開始日の前日（以下「納入期限」という。）までに仕様書等記載の物件設置場所に物件を搬入又は設置（以下「納入」という。）するものとする。

この場合に、納入の日から賃貸借期間開始日の前日まで、発注者は当該物件を使用できるものとする。

- 2 受注者は、物件を物件設置場所に納入り、発注者が使用できる状態にしたときは、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、各回のリース期間に係る通知については、当該期間における請求書をもってこれに代えることができるものとする。
- 3 発注者は、前項前段の規定による通知を受理した日から10日以内に受注者立会いの上、仕様書等に定めるところにより、物件が使用できる状態にあることを確認するための検査を完了しなければならない。
- 4 受注者は、前項の検査に立会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 第3項の場合において、納入及び検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 発注者は、第3項の検査完了後、受注者が物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物件の引渡しを受けなければならない。
- 7 受注者は、第3項に定める検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。再検査の期日については、第3項の規定を準用する。

### (賃貸借料の支払い)

第3条 発注者は契約金額を月単位に分割して、受注者に支払うものとする。ただし、月ごとに割った際、1円未満の端数が生じる場合は最終月で清算するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定による当月分を翌月以降に、発注者に対して請求することができる。
- 3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に、受注者に支払うものとする。また、この契約が物件の保守等を含む場合には、発注者は受注者の履行状況を現地確認又は書類にて確認のうえ、受注者に支払うものとする。

### (契約不適合責任)

第4条 発注者は、引き渡された物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者にその旨を書面で通知するものとする。

- 2 前項の場合において、受注者は、売主に対する損害賠償請求権を発注者に譲渡する手続をとるなどにより、発注者に協力するものとする。

### (物件の改造)

第5条 物件の改造については、発注者はあらかじめ文書をもって受注者の承諾を求め、その費用は発注者の負担とする。

### (物件の追加)

第6条 発注者が物件の追加を希望する場合は、その追加物件について改めて別の契約を締結する。

### (物件の取り替え)

第7条 物件の取り替えについては、発注者はあらかじめ文書をもって受注者の承諾を求めその費用は発注者の負担とする。

- 2 物件の取り替えによって契約内容を改訂する必要が生じた場合は、変更契約を締結する。ただし、取り替え物件の追加についても、前項の規定を準用するものとする。

### (物件の保守)

第8条 発注者は、物件が常に正常な機能を果たす状態を保つための保守、点検及び修理等を必要に応じて行い、その費用を負担する。

2 この契約で、物件の維持管理及び保守について仕様書等別に定めがある場合はこれに従い、前項は適用しないものとする。

(物件の保険)

第9条 受注者は、自己の責任において、物件に対し動産総合保険を付するものとする。

(物件の移転)

第10条 物件を据付場所から移転する必要が生じたときには、発注者はあらかじめ文書によって受注者の承諾を得るものとする。

(契約の違反)

第11条 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の責務を履行しないとき、相手方に催告を行ったのちなお履行の誠意がないと認める場合は、文書によってこの契約を解除することができる。発注者の責めに帰する事由によりこの契約が解除されたときは、発注者は装置を受注者に返還し装置残存金額を受注者に支払うものとする。受注者の責めに帰する事由によりこの契約が解除されたときは、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を損害金として発注者に支払うものとする。ただし、発注者が受注者に支払うべき金額がある場合は、当該契約金額から控除することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第11条の2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下この条において「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「課徴金の納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）
- (3) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 公正取引委員が行った排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをしていい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人にに対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとしたとき。
- (5) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為があった場合の違約金等)

第11条の3 受注者は、この契約に関し、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、発注者に対して違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号から第5号まで

のうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合、その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、この契約に関し、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する契約金額の10分の1に相当する額のほか、発注者に対して違約金（違約罰）として契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を合計した額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 4 前3項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。
- 5 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第1項及び第2項に規定する違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該違約金の額を発注者に支払わなければならない。
- 6 受注者が第1項及び第2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(暴力団排除措置による解除)

第11条の4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 受注者の役員等（羽島市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第8号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受注者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- (4) 受注者の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
- (5) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約期間満了)

第12条 契約期間の満了時には、無償で物件を発注者に譲渡するものとする。

(遅延損害金等)

第13条 発注者が債務の支払いを遅延したときは、受注者が文書をもって債務の支払いを督促し、督促日より1週間を経過して支払いのない場合は、支払事由の発生した翌日から支払うべき金額に対して年2.5パーセントの割合で遅延損害金を受注者は発注者に請求し得るものとする。

(善良な管理者としての義務)

第14条 発注者は、物件本来の用法に従いその通常の業務の範囲内で、善良な管理者の注意をもって使用する。

(通知義務)

第15条 次の場合、発注者は受注者に対し直ちに通知するものとする。

- (1) 物件について受注者の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 物件についての盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの約款の履行につき疑義を生じた場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。